

○農林水産省令第五十一号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十条第二項及び第十条の規定に基づき、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月八日

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(適法漁獲等証明書の交付の申請等) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であつて農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>7 証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p> <p>25 (特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類) 第二十五条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一項又は第三項に規定する書類を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であつて農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。</p> <p>別記様式(第二十四条第四項関係) (略)</p>	<p>(適法漁獲等証明書の交付の申請等) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 4 5 (略)</p> <p>6 証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p> <p>25 (特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類) 第二十五条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別記様式(第二十四条第三項関係) (略)</p>

附 則

この省令は、令和四年十二月一日から施行する。